

平成28年度事業計画

1 基本方針

当センターは、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を取り戻すまでの間、途切れることなく、個々の事情に応じて適切な支援が受けられ、ひとり一人の尊厳や人権が重んじられる安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいる。平成19年4月に社団法人として設立され、4年後の平成23年4月に「公益社団法人」に移行し、さらに平成24年11月には山梨県公安委員会から犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年5月1日法律第36号)に基づく「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を得て犯罪被害者等に 対する支援体制が整備充実された。

今後、真に実効ある活動に取り組むためには、先ず第一に警察、検察庁、裁判所、県・市町村、弁護士会、法テラス、臨床心理士会等をはじめとする被害者支援に関わる関係機関・団体等と平素から良好な関係のもとに緊密な連携を図ることであり、次いで県民各界各層の理解と協力による温かい支援の輪を大きく広げ、社会全体で被害者等を支えていく機運を醸成していくことが重要である。また、相談員・支援員等による具体的な支援活動の場においては、犯罪被害者等の立場に立って考え、行動し、犯罪被害者等の生活基盤に密着した信頼関係を築き上げながら対応していくことが求められており、そのための人材育成も極めて重要である。

これら当センターの目的を実現するためには、最大の課題として安定した財政基盤の確立が必須要件であり、これまでの収支バランスの見直し及び経費の節減に加え、企業に対する寄付の要請のほか、民間の助成金交付団体・賛助会員等の新規開拓と既存賛助会員の掘り起こし、自動販売機、募金箱等ファンドレイジングの強化を図っていく。

2 主要事業

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動
- (2) 被害者支援活動に係る各種官庁・機関との緊密な連携による支援活動の活発化
- (3) 電話相談、面接相談及びその他の支援活動等に対する対応能力の充実強化
- (4) 各種研修の随時開催と他機関研修への参加による支援員の資質・能力の練度の向上
- (5) 自助グループの主体的活動の活発化に対する積極的な支援
- (6) ファンドレイジングによる安定した財政基盤の確立

平成28年度事業計画

実施事項		実施時期	実施内容
会務運営	社員総会	6月	甲府市内において開催する。
	理事会	年間	総会前及び必要に応じて開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	電話相談員(ボランティア支援員)の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年間	被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。
	面接相談	年間	面接相談員(犯罪被害相談員)の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。
	専門相談	年間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談を実施する。
直接的支援活動の推進	付添い支援	年間	被害者等からの依頼により、犯罪被害相談員等が裁判所、検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行い、精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年間	被害直後の一定期間、被害者等に対し、支援員が買い物、身の回りの世話等日常生活への限定的な支援を行い、負担軽減を図る。
間接的支援活動の推進	間接支援	年間	相談内容等に応じて関係機関・団体等と連携しての支援や紹介・仲介を行う。また関連情報の提供や必要事項の照会・手配を行うほか犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接支援を行う。
	自助グループへの支援	年間	H24年1月23日に結成した自助グループ(ゆるら)の運営に積極的に関与し、被害者同士の主体的活動が効果的に機能するよう積極的な指導助言を行う。
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座	随時募集	新規ボランティア支援員9期生を募集し、11月～翌年2月の間、養成講座を開催する。
	育成講座・事例検討会(研修会)	年間	活動中のボランティア支援員の意識を高め、知識技能のスキルアップを図るため、講師を招き随時開催する。

相談体制の充実	専門相談員の委嘱	年間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士医師等によるメンタルケアを随時実施する。
広報啓発活動	広報活動	年 2回	機関誌「あなたの思いやり」を発行し、広く県民等に業務内容、活動状況を広報する。
		年間	チラシ、ポスター等の作成配付、街頭キャンペーンや各種広報媒体を通じた広報活動により被害者支援の重要性、当センターの事業内容の広報に努める。 改修したホームページに、被害者支援の現状・活動の重要性を紹介し、被害者支援活動への理解と協力を求める。
	啓発活動	年間	警察署や各種団体等へ講師を派遣し、被害者支援の現状、当センターの支援活動状況等の周知を図る。
		年間	県民の被害者支援に対する理解と意識を高めるため、出前講座、公開講座、映画上映会、生命のメッセージ展、講演会等を随時開催する。 特に、中・高校生とその保護者等を対象に命の大切さを学ぶ授業(講演会)を開催し、犯罪や事故の被害者にも加害者にもならない意識づけと年間を通し被害者支援の重要性、必要性の世論喚起に努める。
調査研究活動	調査活動及び研究活動	年間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模関東甲信越ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ積極的に参加させ被害者支援活動のあり方と今後の課題、方向性等について研鑽を積み、当面の取組みに反映させる。 また、山梨県警察、山梨県、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会、市町村、山梨県弁護士会、法テラス山梨、検察庁、裁判所等の関係機関・団体と連携を深め、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえたうえで、当センターの組織体制、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等へ反映させて効果的な活動を推進する。